

新潟県沿岸漁業改善資金の基本的事項

◇ 基金の名称

新潟県沿岸漁業改善資金

◇ 基金の造成額（令和 8 年 3 月 31 日現在）

造成総額 185,664 千円

《内訳》

貸付勘定 185,664 千円

◇ 貸付勘定の国費相当額

114,420 千円

◇ 基金事業等の概要

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）に基づき、沿岸漁業者等に対して、漁業経営や生活の改善を図るために必要な資金を県が無利子で貸付けるもの。

◇ 申請方法

資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に必要書類を添付し、漁協を経由して知事又は融資機関に提出する。（新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則第 5 条、第 7 条、第 16 条及び新潟県沿岸漁業改善資金貸付要領第 8 の 1、第 9 の 1）

◇ 貸付決定

知事は、貸付申請書の提出を受けたときには、速やかに貸付けの可否を決定する。（新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則第 5 条及び第 8 条）

◇ 審査基準

新潟県沿岸漁業改善資金貸付要領第 2 別表 1 及び 2 を参照

◇ 審査体制

新潟県沿岸漁業改善資金運営協議会（水産業普及指導員及び水産団体役職員等で構成）の意見を参考に担当部局において審査を行う。